

みよし市

せいねんこうけん しえん 成年後見支援センター



みよし市成年後見支援センターでは、^{し せいねんこうけんしえん}認知症、^{にんちしょう}知的障がい、^{ちてきしょう}精神障がいなどの理由により、^{せいしんしょう}自分ひとりでは契約や財産管理などを行うことが困難な状態にあっても、^{りゆう}住み慣れたみよし市で安心して暮らしていけるように、^{けいやく ざいさん かんり}成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いを行います。

このような困りごとがあれば、ご相談ください。

ざいさん 財産

- ^{ものわす}物忘れがあり、お金
^{ふどうさん かんり}や不動産の管理がで
きない
- ^{ほうもんはんばい あくしつしょうほう}訪問販売や悪質商法
^{ひがい}の被害を受けている
- ^{そうぞく てつづ}相続などの手続きが
できない

けいやく 契約

- ^{ふくし りよう}福祉サービスを利用
したいが、自分では
^{けいやく おずか}契約が難しい
- ^{しせつにゆうしょ}施設入所を考えたい
が、自分では^{てつづ}手続き
ができない

しょうらい 将来

- 自分に何かあった時
^{しょう}に障がいのある子ど
もの生活が心配
- 今は元気だが、将来
^{しょうらい}の生活や財産管理に
^{ふあん}不安がある

せいど 制度

- ^{せいねんこうけんせいど ないよう}成年後見制度の内容
^{くわ し}を詳しく知りたい
- ^{せいねんこうけんせいど りよう}成年後見制度を利用
したいが、^{てつづ}手続きが
わからない

成年後見制度とは

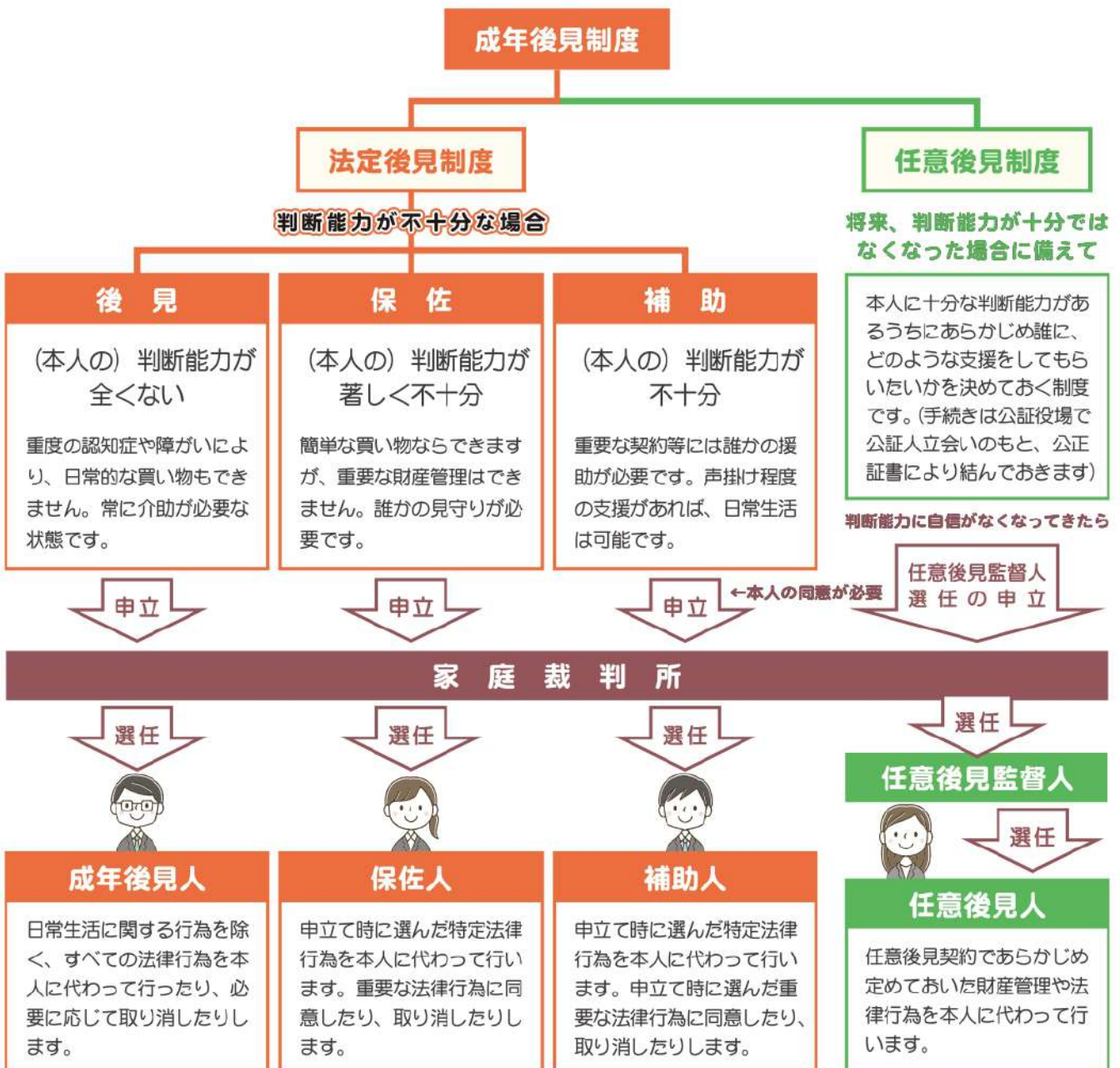
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を支援するために、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

成年後見制度のしくみ

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。

法定後見制度では、現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が対象となり、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれます。

一方、任意後見制度は、現在は判断能力が十分にある人が、将来、認知症などで判断能力が十分でなくなってしまう場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうか契約をしておく制度です。



Q：誰が申請（申立て）できるのでしょうか？

A：本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長（身寄りがない場合）です。

四親等内の親族とは、主に次の人です。

- 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- おじ、おば、いとこ
- 兄弟姉妹、甥、姪
- 配偶者の親・子・兄弟姉妹



Q：誰が成年後見人（保佐人、補助人）になるのでしょうか？

A：家庭裁判所が、最も適任だと判断した人を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の人（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職）を選任して、後見事務を行ってもらうことがあります。本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある人は、成年後見人となることができません。

Q：申立てにかかる費用はどのくらいですか？

A：成年後見制度を利用するために、家庭裁判所に申立てする時には一定の費用がかかります。

申立てには、申立書や医師の診断書、戸籍謄本などの書類が必要となります。詳しくは、当センターや家庭裁判所（法定後見制度の場合）、公証役場^{※1}（任意後見制度の場合）等へお尋ねください。

なお、選任された成年後見人の報酬については、裁判所が決めます。

（被後見人（支援を受ける人）などの財産額によって異なり不服はいえませんが）

^{※1}本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所や公証役場です。



申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 住民票（数百円） みよし市の場合は1通200円
- 申立手数料（収入印紙800円分）
- 戸籍謄本（数百円） みよし市の場合は1通200円
- 後見登記手数料（収入印紙2,600円分）
- 医師の診断書の作成費用（3,000円程度）
- 送達、送付費用（3,270～4,210円）
- 登記されていないことの証明書の発行手数料（300円）
- 鑑定費用（5万円～） ※鑑定が省略された場合には、鑑定費用は必要ありません。

その他に後見等の業務の内容とご本人の資産に応じ、家庭裁判所が決定した報酬が必要となります。目安としては、月額1～5万円程度で、特別困難な事情や特別な困難が発生した場合には相当額が付加される場合もあります。任意後見制度の場合は、あらかじめ任意後見契約で決めた金額となります。

成年後見人等のしごと

成年後見人等の職務となること

- 金銭に関する支援（財産管理）や生活に関する支援（身上監護）
- ・預金通帳を管理し、引出や振り込みをします。
- ・本人を代理して、各種の手続きや契約を行います。（介護サービスの利用契約や施設への入所契約、年金や社会保険の手続きなど）
- ・新しい契約をするときは「本人のためになるか」「財産に余裕があるか」などを考慮し行います。
- 家庭裁判所への報告
- ・収支状況等の報告を行います。

成年後見人等の職務ではないもの

- 日用品購入
- 事実行為（食事や排せつの介助、送迎、病院への付き添い）
- 医療行為への同意
- 身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 居住する場所の指定（強制）
- 死後事務

今までとおりの支援をお願いします

みよし市成年後見支援センターの業務について

相談

お電話や窓口で、判断能力に不安のある人の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。

相談内容によって、成年後見制度の利用の案内を含め、必要な関係機関と連携しながら支援を行います。

手続き支援

成年後見制度の利用を必要とする人への手続きや申立てに関する支援、調整を行い、必要に応じ、関係機関の紹介も行います。

普及・啓発

「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」をより多くの人に知っていただくために、広報誌等に記事を掲載して、制度の正しい理解や普及、利用の促進を図ります。



社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会

みよし市成年後見支援センター

〒470-0224 みよし市三好町湯ノ前4番地5
(みよし市ふれあい交流館内)

開設時間 月曜日～金曜日
午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休み)

TEL: 0561-33-5020

「くらし・はたらく相談センター共通」

FAX: 0561-34-5860

ホームページ: <http://www.miyoshi-shakyo.jp/>

E-Mail: info@miyoshi-shakyo.jp

